

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三〇〇
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇〇
  - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三〇〇
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三〇一
  - 地籍調査の成果について認証した件四件 三〇一
  - 道路の区域を変更する件 三〇一
- 公 告**
- 肥料の登録の有効期間を更新した件二件 三〇三
  - 肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件 三〇三

## 告 示

### 福島県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年七月五日

名	称	所 在 地	指定年月日
わかまつインフエクション	会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原	令和三年一二一	福島県知事 内堀雅雄

リーディングクリニック 二七―三 月二三日

福島県厚生農業協同組合連合会 農村健診センター 白河市豊地上弥次郎二―一 令和四年四月一日

訪問看護ステーションつばさ南相馬 南相馬市原町区深野字台畑三―一 同日

大熊町診療所 双葉郡大熊町大字大川原字南平一九二〇―一 同年五月二七日

（社会福祉課）

### 福島県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所 在 地	廃止年月日
医療法人せきね医院	伊達市月舘町月舘字町三六	令和四年五月一八日	

（社会福祉課）

### 福島県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤 薬局油井店	二本松市油井字福岡四 四一―二	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一―二	令和四年六月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導
コスモ調剤 薬局	伊達市保原町字栄町八一―五	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一―二	同年五月二七日	居宅介護支援事業 介護予防 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年七月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおりに  
(変更後) 別紙書面のとおりに  
変更した年月日  
届出年月日  
令和四年六月二十二日
- 三 別紙書面のとおりに  
届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール  
イオンリテール株式会社  
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿(川上8地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百九十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿(川上9地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
白河市
- 二 成果の名称  
白河市巡り矢の一部、金屋町の一部、宰領町、白井掛の一部、一番町の一部、二番町の一部、三番町の一部の地籍図及び地籍簿(巡り矢地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市南千石町の一部の地籍図及び地籍簿（南千石町地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市山田町塙沢四 三番一地从 同 市山田町和久二 九番二地先まで	変更前	一一・八	七八〇・〇
		変更後	一二・八 九九・二	七八〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第百五十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				

775	混合有機質肥料	混合有機質肥料 デナム	3.0	3.0	-	含有を許さるる有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	ミスホキ ユキ 有限会 社	茨城 県上 浦市 中都 町一 丁目 5508 番地	令和7 年7月 2日
-----	---------	----------------	-----	-----	---	--------------------------------------	------------------------	--	------------------

(農業総合センター)

公告第百五十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				

849	混合有機質肥料	混合有機質肥料 2731	2.7	3.0	1.0	含有を許さるる有害成分の最大量及びその	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京 都千 代田 区九 段北 一丁	令和7 年7月 19日
-----	---------	-----------------	-----	-----	-----	---------------------	--------------------------	----------------------------------	-------------------

						田 8 番 10 号	
--	--	--	--	--	--	------------------------	--

(農業総合センター)

公告第百五十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり住所に変更がある旨届出があった。

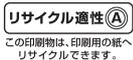
令和四年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	変更した 年月日	変更した事項		氏名又は 名称	住所
				変更後	変更前		
856	混合石 灰肥料	ネオカル オキソバ ルク	令和4年 5月6日	住所 東京都 港区東 新橋一 丁目9 番2号	東京都 中央区 八重洲 二丁目 4番1 号	保土谷化 学工業株 式会社	東京都港 区東新橋 一丁目9 番2号
857	混合石 灰肥料	ネオカル オキソ					
858	混合石 灰肥料	オキソバ ワー5					
859	混合石 灰肥料	ネオカル オキソL 3					
860	混合石 灰肥料	はが野 ルーツパ ワー粒剤					
861	混合石 灰肥料	フレツジユ サソソ粒					

剂

(農業総合センター)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷